

健保だより

スタンレー電気健康保険組合

令和5年度 予算のお知らせ

増加する高齢者医療への拠出金により厳しい健保財政 経常収支差引額4億7,000万円の 赤字予算で運営スタート

予算のPoint



●保険料率は一般保険料率、介護保険料率ともに据え置き

一般保険料率、介護保険料率ともに据え置きます。しかし、今後は保険給付費、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれることから、令和6年度は引き上げも避けられない状況になっています。

●高齢者医療への拠出金が健保財政を圧迫

高齢者医療への拠出金は、13億3,000万円となり、支出に占める拠出金の割合は約4割と、依然として健保財政を圧迫しています。

●積極的な疾病予防事業で給付費の削減を目指す

特定健診や特定保健指導などの疾病予防事業に積極的に取り組み、保険給付費の削減を目指します。

スタンレー電気健康保険組合の令和5年度の予算案が、去る2月16日開催の第150回組合会において
 可決承認されましたので、その概要をお知らせします。

当健保組合の令和5年度の予算総額は、34億4,300万円となり、経常収支では4億7,000万円の赤字を計上しました。

今年度は、75歳に到達する団塊世代がさらに増えることから、健保組合から後期高齢者医療への支援金も増額が見込まれています。また、コロナ禍の下、受診控えにより一時的に減少していた医療費は、以前の水準に戻りつつあり、保険給付費の増加も予想されています。

健保財政の収入の柱となる保険料収入は、前年度との比較ではほぼ同額となっているものの、新型コロナウイルスの感染拡大前と比べれば依然として低い状況が続いています。保険料収入の伸びを上回るペースで高齢者医療への拠出金と保険給付費が増加していることから、健保財政は厳しい状況となっています。

政府は、人口減少・超高齢社会の課題に対し、「全世代型社会保障構築会議」を開いて議論を重ね、昨年末に「報告書」をまとめました。医療・介護分野では、「すべての世代での支え合い」「世代間・世代内における公平性の確保」「保険者間の格差是正」などの観点から施策が提案されています。直近では、令和5年4月から出産育児一時金の額が42万円から50万円へ引き上

げられることとなりました。その財源の一部には、段階的に後期高齢者医療からの支援が当てられるなど、世代間の負担バランスに配慮した内容となっています。

「保険者間の格差是正」としては、前期高齢者納付金について、現行の加入者割に加え、部分的に報酬水準に応じた調整を行う仕組みを導入する案が示されました。今後の動向が注視されるところです。

その他、ICTを活用した医療の質の向上や効率化を推進するために、令和6年秋をめどに現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する方針が示されています。

令和4年度は、健康保険法制定100年の節目でした。当健保組合は、今後も時代に即したより効果的・効率的なサービスを推進し、皆さまの疾病予防・重症化予防に取り組んでまいります。皆さまにおかれましては、当健保組合の保健事業を積極的に活用して健康管理に取り組んでいただくほか、ジェネリック医薬品の利用などを通して、引き続き医療費削減にご協力いただけますようお願いいたします。



令和5年度 収入支出予算概要

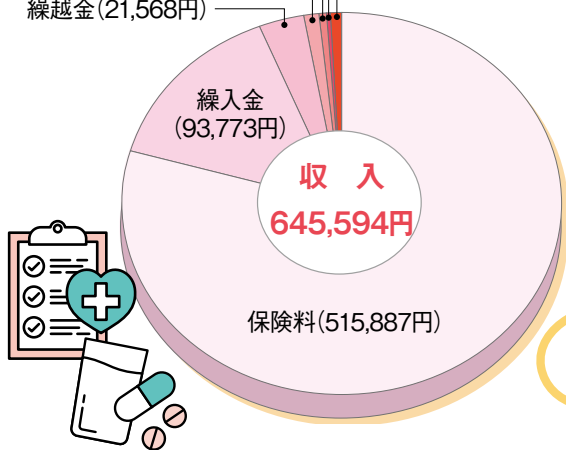


収入 (百万円)	保険料	2,751
	基本保険料	1,421
	特定保険料	1,330
	調整保険料	44
	繰越金	115
	繰入金	500
	国庫補助金収入	20
	財政調整事業交付金	12
	雑収入	1
	合計	3,443
経常収入合計		2,751

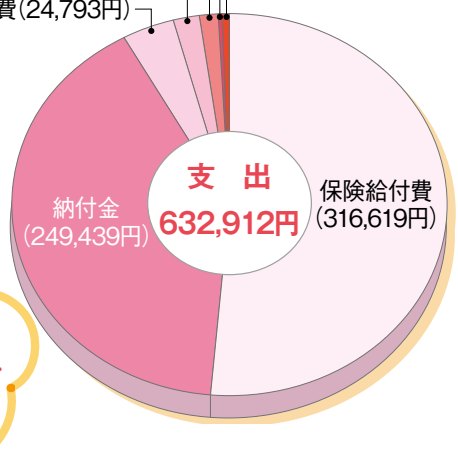
支出 (百万円)	事務費	67
	保険給付費	1,688
	法定給付費	1,626
	付加給付費	62
	納付金	1,330
	前期高齢者納付金	580
	後期高齢者支援金	750
	その他	0
	保健事業費	132
	還付金	1
	財政調整事業拠出金	43
	連合会費	2
	営繕費	10
	積立金	1
	雑支出	1
	予備費	168
合計		3,443
経常支出合計		3,221

経常収支差引額	▲ 470 百万円
---------	-----------

財政調整事業交付金(2,251円)
調整保険料(8,160円)
繰越金(21,568円)
繰入金(93,773円)
雑収入(203円)
その他(3,752円)



財政調整事業拠出金(8,102円)
事務費(12,691円)
保健事業費(24,793円)
積立金(131円)
その他(21,137円)



被保険者
1人当たりで
見ると

介護保険分

収入 (百万円)	保険料	360
	繰越金	9
	合計	369

支出 (百万円)	介護納付金	314
	還付金	1
	積立金	54
合計		369



予算編成の基礎となった数字



- 被保険者数 5,332人 (男性 4,395人、女性 937人)
- 特定健診の受診対象者数 4,248人 (被保険者 3,025人、被扶養者 1,223人)
- 平均標準報酬月額 371,696円
- 総標準賞与額(年間合計) 7,266,829千円
- 平均年齢 40.9歳 (男性 43.0歳、女性 38.8歳)
- 被扶養者数 4,288人
- 前期高齢者加入率 1.00%
- 健康保険料率 1,000分の90.0 (事業主 1,000分の45.0、被保険者 1,000分の45.0)

- 一般保険料率 1,000分の88.7 (事業主 1,000分の44.35、被保険者 1,000分の44.35)
- 基本保険料率 1,000分の45.8 (事業主 1,000分の22.9、被保険者 1,000分の22.9)
- 特定保険料率 1,000分の42.9 (事業主 1,000分の21.45、被保険者 1,000分の21.45)
- 調整保険料率 1,000分の1.3
- 介護保険の対象となる被保険者数 2,980人
- 介護保険料率 1,000分の18.6 (事業主 1,000分の9.3、被保険者 1,000分の9.3)

「55年目の財政危機」

スタンレー電気健康保険組合 常務理事 小笠原功

当健康保険組合は、昭和43年（1968年）に設立され、令和5年（2023年）で55年目を迎えました。

これまで、加入事業所ならびに被保険者の皆さまから国よりも安い保険料をお預かりし、社員の健康維持・増進のため、各種給付・保険事業を行ってまいりました。

しかしながら、前ページにお示ししました通り、令和5年度の経常収支は4億7千万円もの赤字予算となり、昨年令和4年度の6億円超の経常収支赤字と併せますと、別途積立金は底をついてしまう危機的な状況に陥っています。

経常収支赤字の原因は、高齢者医療の拠出金の増加、および現役世代への保険給付費の増加です。かねてより、2025年問題による財政ひっ迫が懸念されていましたが、とうとう訪れたものと認識せざるを得ません。

当健保組合は、令和5年度に以下の施策を検討・実施した上で、引き続き、皆さまの健康維持・増進を図ってまいりたいと考えています。

1. 昭和43年（1968年）に設立以来、見直して来なかった保険給付費（付加給付費）やその他支出（保健事業費、体育館費等）を抜本的に見直しながら、現役社員への健康維持・増進に重点を置いた運営を目指す。
2. 「上記1.」によって、支出削減を図っても、なお、単年度赤字基調が続くならば、平成24年度に引き上げて以来、見直さなかった現状の保険料率（9.0%）の翌年度の引き上げを計画させていただく。

引き続き、加入事業所ならびに被保険者の皆さまへの丁寧な情報発信、ならびにご意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと存じますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

こんなときは

健康保険の「扶養取り消し」の手続きをしてください

- 家族（被扶養者。以下同）が就職したとき
- 家族が結婚、死亡、離婚したとき
- 家族が収入基準をオーバーしたとき
 - 60歳未満の人 月収108,334円、かつ年収130万円
 - 原則として60歳以上の人 月収150,000円、かつ年収180万円
- 家族が失業給付を受給し始めたとき ※以下の収入基準未満の場合、取り消しは不要。
 - 60歳未満の人 日額3,612円 原則として60歳以上の人 日額5,000円
- 別居家族への仕送り額が基準を満たさなくなったとき（毎月仕送りをしなくなった。手渡しで行っているなど）



「健康保険被扶養者（異動）届」の提出方法

「健康保険被扶養者（異動）届」に必要事項をご記入の上、健康保険証を添えて、事業所の事務担当経由で当健保組合に届け出てください。

★「健康保険被扶養者（異動）届」はスタンレー電気健康保険組合のホームページからダウンロードできます。

スタンレー電気健康保険組合

Q 検索

被扶養者の条件

被扶養者となれる家族の範囲は、主として被保険者の収入により生計を維持している三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により条件が異なります。

(1)の申請対象者の条件および(2)の被保険者が扶養している実態があることの両方の条件を満たしていることが、認定の条件となります。また当健保組合では、毎年「被扶養者確認調査」を実施し、被扶養者になった後も扶養の条件を満たしているかどうか、確認を行っています。

(1)申請対象者の条件

			配偶者・子	実父・母	兄弟・姉妹・孫	祖父母・孫	など	お義父・母・おば	おじ・おば	など	備考
60歳未満の人	申請対象者の収入が下記2点をすべて満たしていること ①被保険者の年収の2分1未満 ②月収が108,334円未満、かつ年収が130万円未満 【失業保険や出産手当金等を受給している場合】 ①受給金額が日額3,612円未満	同居	○		○			○			●収入の考え方:現在および今後の収入が対象で、過去の収入は対象になりません。 ●収入: イ) アルバイト・パート・内職を含む給与収入(交通費含む) ロ) 社会保険給付(年金〈老齢・遺族・障害・企業〉、失業給付、傷病手当金、出産手当金等) ハ) 事業収入(農業、漁業、林業、畜産業の必要経費を除いた所得金額) ニ) 利子・配当・不動産収入(必要経費を除いた所得金額) ※退職金は収入に含みません。 ●別居の場合:被保険者からの援助額が申請対象者の収入を上回っていないと認定しません。また、継続して行われていることが必要です。 ●申請対象者が後期高齢者医療制度(75歳以上)の適用を受けている場合は、被扶養者の対象とはなりません。
		別居	○		申請対象者の収入より援助(仕送り)額が多いこと			×			
障害年金受給者、または60歳以上の人	申請対象者の収入が下記2点をすべて満たしていること ①被保険者の年収の2分1未満 ②月収が150,000円未満、かつ年収が180万円未満 【失業保険や出産手当金等を受給している場合】 ①受給金額が日額5,000円未満	同居	○		○			○			
		別居	○		申請対象者の収入より援助(仕送り)額が多いこと			×			

(2)被保険者の扶養実態

被扶養者が被保険者の収入で生計を維持している実態が必要です。なお、同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、原則として収入の多い方がその家族の生計を維持するものと判定します。

被扶養者の「同居」・「別居」の取扱が変わります

令和5年4月より、被保険者と被扶養者の住民票上の住所が同一でも世帯分離している場合は「別居」と見なすこととなりました。

(注意: 下記の被保険者と同居していないと被扶養者になれない人の場合、世帯分離している場合は「別居」と見なされ被扶養者とは認められませんのでご注意ください)

被保険者と同居でも別居でも被扶養者になれる人

- 被保険者の配偶者(内縁関係を含む)
 - 被保険者の子、孫、兄弟姉妹
 - 被保険者の父母、祖父母、など直系尊属
- ※別途収入要件があります

被保険者と同居していないと被扶養者になれない人

- 被保険者のおじ、おば、おい、めい、などとその配偶者
 - 被保険者の子、孫、兄弟姉妹の配偶者
 - 被保険者の配偶者(内縁関係を含む)の父母と子、およびその他の3親等内の親族
- ※別途収入要件があります

●「同居」について

「被扶養者」とは健康保険法第3条第7項に「…その被保険者と同一の世帯に属し、…」と定められており、被保険者と住居・家計を同じくしている状態をいいます。住民票上で同一世帯(世帯主が1人)となっている場合のみ「同居」として取り扱いいたします。

【同居として認められる例】



- 住民票上同一世帯に属している。
- 世帯主が1人である。

【同居扱い例】(一時的な別居)

被保険者が単身赴任、里帰り出産、親の介護、入院、学生、特養・老健・障がい者施設へ入所

【同居として認められない例】



- 住民票は同一の住所表記だが、世帯分離している。
- 世帯主が複数いる。

【別居扱い例】

住所が同一でも世帯分離(世帯が複数)している、二世帯住宅、有料老人ホームに入所

接骨院・整骨院(柔道整復師)を
利用される方へ

変更の対象となる方には
個別にご連絡いたします。

対象となる事例に
該当した場合は

「受領委任払い」から 「償還払い」に 変更される場合があります



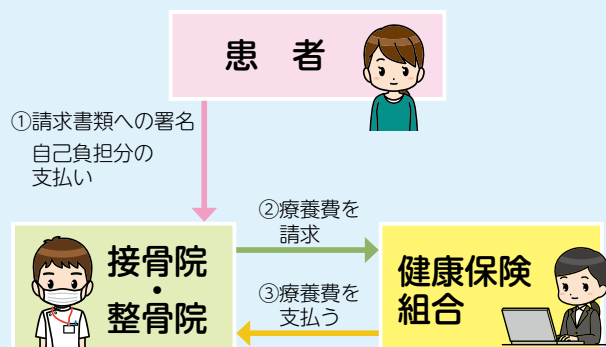
接骨院・整骨院からの療養費の請求には、不適切なものが含まれていることが指摘されています。このため、健康保険組合は厚生労働省から適正に療養費を支払うことを求められており、接骨院・整骨院で受けた施術内容の照会を行うなど適正化に努めています。

通常、接骨院・整骨院の施術は「受領委任払い」で、健康保険が使える施術については自己負担分のみを窓口で支払うことで利用できます。これに対し、令和4年6月から、患者ごとに「償還払い」に変更する仕組みが導入され、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当する患者は、健康保険組合の判断で償還払いへの変更が可能となります。償還払いに変更になると、窓口では全額を負担し、後から払い戻しを受ける形になります。

接骨院・整骨院を利用する際は適正な利用を心掛けるとともに、施術内容の確認などの照会については、必ずご回答いただくようにお願いします。

受領委任払い

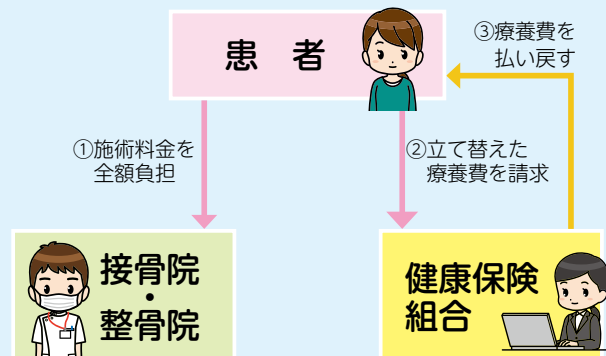
窓口では自己負担分だけを支払い、接骨院・整骨院が療養費を健康保険組合に請求します。



★「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当

償還払い

窓口では全額を負担し、後から健康保険組合に療養費を請求して払い戻しを受けます。



償還払いへの変更の対象となる事例

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）の保険請求を行った柔道整復師である患者
- 2 自家施術を繰り返し受けている患者
自家施術 …柔道整復師の家族に対する施術、柔道整復師の関連施術所の開設者および従業員に対する施術
- 3 健康保険組合等が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所（接骨院・整骨院）で同部位の施術を重複して受けている患者

体育奨励として長らくご愛顧頂きましたコナミスポーツの補助は4月30日をもって終了します。
新しい健康促進ツールとして健康アプリ『KENPOS』を推進していきます。皆さんご活用ください。

KENPOSのご案内

みんなの健康応援サイト
KENPOS

楽しみながら健康に！

KENPOSは健康維持・増進のための健康応援ツールです
体重や歩数など日々の記録等、ご自身の日々の健康管理に役立つコンテンツを
たくさんご用意しています。ぜひご活用ください。

※ご利用にはKENPOSサイトの初回登録が必要です

2つのアプリとも連携ができます。
手軽に楽しく健康記録！



毎日の健康記録が
簡単にとれる！

アプリ起動で
KENPOSチケット
プレゼント！



食事の記録をするだけで管理栄養士の
アドバイスが受けられます



摂取
カロリー



いつでもどこでもスマホやタブレットから
フィットネスクラブのメニューでエクササイズ！



消費
カロリー

ポイント ①

「今日」を記録！

歩数・体重・行動・睡眠・食事・運動などを忘れず記録

ポイント ②

継続するほどもらえる！

①貯める

KENPOSチケットを
貯めよう

②使う

KENPOSチケットを
使ってみよう

③ポイントGET

抽選ゲームやイベントで
ポイントをGETしよう

ポイント ③

貯めたポイントを素敵な商品と交換しよう！

・電子マネー、ギフトカード
・インターネットショッピングで使える電子ギフト券
・コンビニで使えるコーヒー引換券
・日用品・カタログギフト・グルメ

など約20,000点の商品をご用意しております！



KENPOS アプリ

▶ App Store または Google Play で検索！

KENPOS にアクセス

<https://www.kenpos.jp/>

kenpos

Q 検索

スマホ用アクセス
QRコード

